

真野浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業

基本協定書（案）

令和7年1月17日

大津市企業局

（令和7年3月19日修正）

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本協定書¹

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「本事業」という。）に関して、大津市（以下「市」という。）と本事業の優先交渉権者として選定された〇〇〇〇グループ（〇〇〇〇（以下「代表企業」という。）、〇〇〇〇及び〇〇〇〇によって構成される企業グループをいい、以下、当該企業グループを構成する企業を総称して、又は個別に「構成企業」という。）とは、以下のとおり本事業に関する基本的な事項について合意し、この基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、用語の定義は、本協定の前文及び本文に示すほか、別紙1において定めるとおりとする。その他本協定において定義されていない用語の定義は、募集要項等又は社会通念上の用語の意義に従う。

（目的）

第2条 本協定は、本事業に関し、構成企業が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者に選定されたことを確認し、市と〔構成企業、構成企業が第6条に基づき本事業の更新改良業務を実施する目的で組成する共同企業体である建設事業者及び第7条に基づき本事業の運転維持管理業務を遂行する目的で組成する共同企業体である運転事業者〕との間で、第5条に基づき事業契約を締結すること、及びその他本事業を円滑に実施するための市及び構成企業の役割及び義務等について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 構成企業は、募集要項等を遵守の上、市に対して事業提案書を提出したものであることを確認する。

2 構成企業は、事業提案書の一部が募集要項等に合致しない場合には、市がその裁量によりこれを判断することを確認する。

3 構成企業は、〔建設事業者及び運転事業者〕の組成の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自らの責任及び費用で本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとする。

4 構成企業は、必要に応じて、前項の準備行為の結果を、事業契約締結後直ちに、建設事

¹ この基本協定書（案）は、優先交渉権者が企業グループである場合の案であり、単独企業である場合又は更新改良業務若しくは運転維持管理業務について共同企業体を組成しない場合は適宜変更を行う。

業者及び運転事業者に引き継がせるものとする。

(本協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約の全てが成立した日までとする。ただし、事業契約のうちいずれかが契約締結にいたらない場合は、市がその判断を行い代表企業に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、~~第8条から第10条まで~~第10条、第12条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。

(事業契約の締結)

第5条 市及び構成企業は、募集要項等及び事業提案書に基づき、別紙2の事業日程に従い、令和7年12月末日までに、市と構成企業との間で基本契約を、市と〔構成企業の〇〇〇〇／建設事業者〕との間で設計及び建設工事請負契約を、市と〔構成企業の〇〇〇〇／運転事業者〕との間で運転維持管理業務委託契約を締結するべく、最大限努力するものとする。

2 構成企業は、事業契約締結のための協議に当たっては、市及び大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会の要望事項を尊重するものとする。ただし、当該要望事項が募集要項等から逸脱している場合を除く。

3 市及び構成企業は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(建設事業者の組成)

第6条 構成企業のうち、本事業の更新改良業務を担当する〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、設計及び建設工事請負契約締結までに、事業提案書に基づき、共同企業体（以下、当該共同企業体及びその構成員を総称して、又は個別に「建設事業者」という。）を組成するものとし、建設事業者の組成及び運営に関し共同企業体協定書を締結し、その原本証明付写しを市に提出するものとする。

2 構成企業は、前項の共同企業体協定書に変更があったときは、速やかに変更後の共同企業体協定書の原本証明付写し及び変更内容を証する書面を市に提出するものとする。

(運転事業者の組成)

第7条 構成企業のうち、本事業の運転維持管理業務を担当する〇〇、〇〇及び〇〇は、運転維持管理業務委託契約締結までに、事業提案書に基づき、共同企業体（以下、当該共同企業体及びその構成員を総称して、又は個別に「運転事業者」という。）を組成するものとし、運転事業者の組成及び運転維持管理業務に関し共同企業体協定書を締結し、その原本証明付写しを市に提出するものとする。

2 構成企業は、前項の共同企業体協定書に変更があったときは、速やかに変更後の共同企

業体協定書の原本証明付写し及び変更内容を証する書面を市に提出するものとする。

(事業契約の解除又は不成立)

第8条 市は、構成企業の内いずれかが、第5条に定める事業契約の締結までに、募集要項等において定められた参加資格要件を欠くこととなった場合、同事業契約を締結しないことができる。

2 市は、構成企業の内いずれかが、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当した場合、事業契約を解除し、又は締結しないことができる。

(1) 公正取引委員会が、構成企業（構成企業が法人の場合にあっては、その役員、使用人その他の従業者を含む。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 構成企業（構成企業が法人の場合にあっては、その役員、使用人その他の従業員を含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 市は、〔構成企業、建設事業者及び運転事業者〕の内いずれかが、次の各号のいずれかに該当した場合、事業契約を解除し、又は締結しないことができる。

(1) 役員等（構成企業が個人である場合にはその者を、構成企業が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 本協定及び事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約

の締結に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (7) [構成企業、建設事業者又は運転事業者] が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を本協定及び事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、市が[構成企業、建設事業者又は運転事業者] に対して同契約の解除を求めたにもかかわらず、[構成企業、建設事業者又は運転事業者] がこれに従わなかったとき。

(違約金等)

第9条 市は、[構成企業、建設事業者及び運転事業者] のいずれかが、前条第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当するときは、事業契約の締結又は解除の有無にかかわらず、構成企業に対して、設計及び建設工事請負契約の契約金額及び運転維持管理業務委託契約の契約金額の合計額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができるものとする。

2 前項の場合を除き、市は、いずれかの構成企業の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合（前条第1項の場合を含むがこれに限られない。）、構成企業に対し、設計及び建設工事請負契約の契約金額及び運転維持管理業務委託契約の契約金額の合計額の1000分の5に相当する額を違約金として請求することができるものとする。

3 前2項の規定は、市に生じた実際の損害額がこれら各項に規定する違約金の額を超える場合において、市がその超える分について構成企業に対し賠償を請求することを妨げるものではない

4 構成企業は、前3項に規定する違約金及び超過分の損害賠償金について、共同連帯して支払わなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 市及び構成企業は、市と[構成企業、建設事業者及び運転事業者] が事業契約の締結にいたらなかった場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(本協定以外の規定の適用関係)

第11条 本協定、事業契約、要求水準書、その他募集要項等、事業提案書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

2 前項において同順位で適用される各書類間で疑義が生じた場合は、市及び構成企業の間において協議の上、決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業提案書に記載された性能又は水準の内容が、要求水準

書に記載されたそれを上回るときは、その限度で事業提案書の内容を優先するものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第12条 市及び構成企業は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者（建設事業者、運転事業者及びその他の構成企業を除く。）に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び構成企業が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、市及び構成企業は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令等上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市及び構成企業につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受託者及び構成企業の下請企業に開示する場合
- (5) 市が本事業に係る業務を建設事業者及び運転事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する、又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 構成企業は、事業契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

(本協定の譲渡禁止)

第13条 構成企業は、市の同意がある場合を除き、本協定上の当事者としての地位又は権利義務の譲渡をすることはできないものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本協定に係る訴訟については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第15条 本協定に関する紛争又は本協定に定めのない事項については、市及び構成企業は協議の上その解決に当たるものとする。

本協定締結の証として、本書〇通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

市	大津市御陵町3番1号 大津市 大津市公営企業管理者	南堀弘印
---	---------------------------------	------

構成企業	(構成企業(代表企業)) [所在地] [名称] [代表者 役職 氏名]	印
------	--	---

	(構成企業) [所在地] [名称] [代表者 役職 氏名]	印
--	--	---

	(構成企業) [所在地] [名称] [代表者 役職 氏名]	印
--	--	---

用語の定義（五十音順）

1. 「運転維持管理業務」とは、運転維持管理対象施設の運転維持管理に関する業務をいい、詳細は要求水準書 2. 6 に規定される業務を個別に、又は総称していう。
2. 「運転維持管理業務委託契約」とは、運転維持管理業務の実施のために、市と運転事業者とが締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 運転維持管理業務委託契約をいう。
3. 「運転維持管理対象施設」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、運転事業者が運転維持管理業務を行う、大津市内一円の浄水場、配水池、加圧施設、調圧水槽及び電動弁施設をいう。また、更新改良業務による 市による部分使用開始後及び完成・引渡し後の真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区並びに、完成・引渡し後の仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）を含む（ただし更新改良業務によって撤去されたものは除く。）ものとする。
4. 「運転事業者」とは、第 7 条の規定に基づき本事業の運転維持管理業務を遂行する事を目的として構成企業の〇〇〇〇及び〇〇〇〇により組成される共同企業体をいう。
5. 「仰木低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、仰木低区配水池に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書 2. 4 に規定されるものをいう。
6. 「各更新改良施設」とは、真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）の構造物・管路及び設備を個別に、又は総称していう。
7. 「基本契約」とは、本事業を優先交渉権者に一括で発注するために、市と構成企業とが締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本契約をいう。
8. 「建設事業者」とは、第 6 条の規定に基づき本事業の更新改良業務を遂行する事を目的として構成企業の〇〇〇〇及び〇〇〇〇により組成される共同企業体をいう。
9. 「更新改良業務」とは、各更新改良施設の事前調査業務、設計業務、工事業務、その他付帯する業務をいい、詳細は要求水準書 2. 2 から 2. 5 までに規定される業務を個別に、又は総称していう。
10. 「構成企業」とは、設計及び建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約の締結当事者（建設事業者及び運転事業者の共同企業体の各構成員を含む。）となる者をいう。
11. 「事業期間」とは、事業契約の締結の日令和 8 年 4 月 1 日から事業契約に定める事業契約期間の終了日までの期間をいう。
12. 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、設計及び建設工事請負契約及び運転維持

管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。

13. 「事業提案書」とは、本事業の応募手続において、優先交渉権者が市に対して提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が市に対し、基本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
14. 「設計及び建設工事請負契約」とは、更新改良業務の実施のために、市と建設事業者とが締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 設計及び建設工事請負契約をいう。
15. 「代表企業」とは、構成企業の中から構成企業を代表する者として構成企業が選定した〇〇〇〇をいう。
16. 「法令等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
17. 「募集要項等」とは、本事業に関して市が令和7年1月17日に公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 募集要項」（その後の変更を含む。）及び募集要項と一体の資料として市が公表したその他の添付資料（その後の変更を含む。ただし、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く。）並びにこれらに係る質問回答書をいう。
18. 「本件各工事」とは、各更新改良施設である真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）の各更新改良業務に係る工事それぞれを個別に、又は総称していう。
19. 「真野浄水場（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野浄水場（真野取水場を含む。）に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（当該更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書2.3に規定されるものをいう。
20. 「真野低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野低区配水池に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書2.5に規定されるものをいう。
21. 「要求水準書」とは、市が募集要項等と一体の資料として公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 要求水準書」（その後の変更を含む。）及びこれらに係る質問回答書をいう。

別紙 2

事業日程（予定）

※事業提案書に基づき記載するものとする。

第 1 本協定の締結 令和 7 年〇月〇日

第 2 事業契約の締結 令和 7 年 1 2 月〇日

第 3 運転維持管理業務

- | | |
|-------|--------------------|
| 1 開始日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 2 終了日 | 令和 1 8 年 3 月 3 1 日 |

第 4 本件各工事

1 真野浄水場工事

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 基本設計図書の提出期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (2) 詳細設計図書の提出期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (3) 工事着工予定日 | 令和〇年〇月〇日 |
| (4) 試運転完了期限 | 令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日 |
| (5) <u>更新改良部分の部分使用開始</u> | <u>令和 1 5 年 4 月 1 日</u> |
| <u>(6) 引渡完了予定日</u> | <u>令和 1 5 年 3 月 3 1 日</u> <u>令和〇年〇月〇日</u> |

〇日

2 仰木低区配水池工事

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 基本設計図書の提出期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (2) 詳細設計図書の提出期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (3) 工事着工予定日 | 令和〇年〇月〇日 |
| (4) 試運転完了期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (5) 引渡完了予定日 | 令和〇年〇月〇日 |

3 真野低区配水池工事

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 基本設計図書の提出期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (2) 詳細設計図書の提出期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (3) 工事着工予定日 | 令和〇年〇月〇日 |
| (4) 試運転完了期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (5) 引渡完了予定日 | 令和〇年〇月〇日 |